指定管理者制度に関するアンケート集計結果

2006.2.14

愛知県市民オンブズ連絡会議

(連絡先:名古屋市民オンブズマン)

名古屋市中区丸の内3-6-41 リブビル6階

担当:新海聡

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

1, はじめに

私たち愛知県内の市民オンブズマングループは2006年9月2日の指定管理者制度の全面導入をまえに、愛知県と県内の全33市を対象として、指定管理者制度導入後の施設についての情報の公開ならびに施設の適正な管理のための公金支出の合理性についてのアンケートを実施しました。今回はそのアンケートに基づいた発表です。

2、アンケートのねらいと内容

(1)情報公開についてのアンケート

行政や独立行政法人などの「民営化」は、民営化された団体が情報公開制度の対象からはずれるため、特別な対策が行われない場合には民営化前よりも情報が公開されなくなる、という事態を生じさせます。指定管理者制度の導入についても問題は同様です。指定管理者制度導入によって、いままで自治体が外部団体に管理委託していた施設や、自治体が直営で運営していた施設を自治体以外の民間団体が管理することになりますが、委託元の自治体が運営業務を純粋な民間団体の業務と位置づけてしまった場合には、運営の実態を示す(再)委託契約書や領収証等が情報公開の対象からはずされることが懸念されるのです。しかし、施設は税金で造られたものですし、委託料が支払われる場合には、税金で施設が運営される点で、税金の適切な使途についての市民への情報公開が必要であることは指定管理者制度の導入前と相違はありません。ところが、この点についての国の指導は、平成15年7月17日付総務省自治行政局長通知で、指定管理者に管理の実体を把握するための事項を記載した事業報告書を作成させる、とするのみで、事業報告書に業務の(再)委託契約書や領収証等の原資料の添付をすることを要件としていません。そうすると、これらの原資料の公開は自治体の運営に左右されることになります。

そこで、今回は、各自治体の姿勢をみるために、i)事業報告書以外にその根拠となった領収証、契約書等の証票を公開する制度を準備しているかどうか、ii)準備している場合には、情報公開条例によって公開される定めになっているか、あるいは要綱などの方法によって公開する定めになっているか について調査しました。

(2) 適切な管理についてのアンケート

指定管理者制度は管理受託者や自治体の直営によるよりも民間団体がより効率的な 運営を行うことを期待したものですが、仮に当初定めた自治体の委託料では施設運営が 赤字となる場合、無限定に補助金や交付金が支出されるとすれば、今までの制度の問題 点はなんら解消されません。

一応、総務省は自治行政局長通知(平成17年7月17日総行行第87号)で、施設の適切な管理の手段として「管理にかかる業務を一括して第三者に委託することはできないものであること」を指示していますが、これを遵守するルールを各自治体が

さだめないかぎりは、指定管理団体があらたな天下り先になってしまうおそれがあります。また、指定管理者制度の導入によって、地方自治法が定めている首長や自治体の議員が代表者、役員に就任している法人と自治体との請負契約の禁止規定の規制もなくなります。しかし、公の財産の管理を行うものである以上、指定管理者との請負契約においても同様の規制は必要と考えます。

このような観点から、i)単年度の収支が赤字となった場合の方策について、ii)管理にかかる業務を一括して第三者に委託できない、というルールをどのように定めているか、iii)首長や同自治体の議員が代表者、役員に就任している法人と指定管理者との請負契約を禁止する規定を設けているか、iv)指定管理者による適正な管理を実現するために、自治体内に適正な管理を監視する機関または監視する部署を設けている(設ける予定)があるか、について調査しました。

(3) 回答状况

愛知県と県内33市中、知多市を除く32市と愛知県から回答をいただきました。ご 多忙中にかかわらず、ほとんどの自治体が回答を寄せていただいたことに感謝致します。

3、調査結果

- (1)情報公開について
 - i) 事業報告書以外にその根拠となった領収証、契約書等の証票を公開する制度を準備 しているかどうか

何らの形で公開する、と回答した自治体は愛知県と岡崎・半田・津島・碧南・刈谷・安城・犬山・常滑・小牧・大府・知立・尾張旭・日進・清洲の14市、公開しない、と回答した自治体は田原・愛西の2市、検討中、と応えた自治体が名古屋・豊橋・一宮・瀬戸・春日井・豊川・豊田・西尾・蒲郡・江南・稲沢・新城・東海・高浜・岩倉・豊明の16市でした。

ii) 公開方法

情報公開条例に基づく請求をした場合に、領収証まで確実に公開される方法は、ア (事業報告書に証票の添付を要求する)、イ(指定管理者を情報公開条例の実施機関と する)という方法です。しかしながら、これらのどちらかの制度をとっている自治体 は、アを選択した津島・碧南市、イを選択した清洲市だけでした。

圧倒的多数はオ(その他の方法)との回答でした。そうなると、具体的にどのような方法をとっているか、という点が重要ですが、協定書や条例に規定する行政指導による(愛知県など)、条例中に努力義務を定める(大山市など)などの方法を回答されましたが、アンケート結果だけでは、オ、と回答した自治体について、確実に証票まで公開される制度を準備している、とまでは評価できません。なお、アと回答した自治体中、小牧市は「義務づけてはいないが、証票が添付されている場合には[行政文書]として扱う」という回答でしたが、証票が添付されていないのにこれを「行政文書」として扱わないことは許されないはずです。この回答をアと評価するためには、条例で証票の添付を義務づけていることが必要ですから、小牧市の回答をそのままアと評価できないことを付言します。

iii) 総括

公開方針、と回答した自治体でも、公開方法についてア、イと回答した自治体と条例で努力義務を定めている、と回答した自治体とでその実質は大きく異なります。私たちの見解では、情報公開の名に値する方法はア、イの方法をとることと考えますが、協定中で公開についての規定を設ける、と回答した愛知県などに対しても、協定に証

票類の提出を義務づける規定を設けるなどの方法をとらない限りは、証票の公開は望めないと考えます。

そして、16市が検討中、と回答していること、公開する、との回答ながら、証票の添付を義務づけていないため、このままでは文書不存在決定が予想される自治体(小牧市、半田市、刈谷市)や努力義務にとどまると思われる自治体(犬山市、大府市など)など、全体として、情報公開について十分な検討を行っているとは言い難い状況にあると言えます。

また、少数ながら、公開しない、という回答をした自治体が存在することに鑑みれば、現段階では、やはり指定管理者制度の導入は情報公開を後退させる、という私たちの危惧はぬぐえません。

今後も指定管理者制度の情報の公開の実情をランキングなどの形で継続的にチェックする必要があると思います。

(2) 適切な管理について

i) 赤字の場合の方策について

赤字の場合に補助金、交付金を注入することがある、と回答した自治体は稲沢市と江南市(ただし江南市については任意指定施設のみ)で、他の自治体ではすべて補助金、交付金を注入しない、と回答しています。

稲沢市や江南市がいかなる場合に補助金を注入するのかについては不明です (稲沢市については協定書で整理する予定)が、赤字の場合に補助金、交付金の 注入を選択枝に入れていること自体、問題と考えます。

ii)業務委託(丸投げ)禁止について

業務委託(丸投げ)禁止を条例で定めている、と回答したのは春日井市、規則と回答したのが犬山市、特に定めがない、と回答したのが瀬戸・碧南・蒲郡・高浜・岩倉・清洲の6市、検討中と回答したのが新城・豊明市で、他の自治体は協定で定める、と回答しました。

協定で定める、とした場合には、協定違反の効果が重要です。この規定が文字通り「紳士協定」に終わってしまえば、協定でさだめたことの意味はありません。協定で定めるのであれば、何らかの形で愛知県が指定管理者の責任を追及できる規定にするか、最初から条例に禁止規定を設け、丸投げの業務委託を自治体が無効と主張できる余地を残すべきではないでしょうか。

iii) 首長・議員関係会社との請負契約について

地方自治法92条の2は議会の議員に対して、同法142条は首長に対して、 それぞれが首長や議員をつとめる当該地方公共団体と請負契約を締結したり、請 負契約を締結する企業の取締役に就任することを禁止しています。ところが、指 定管理者制度が導入されると、指定管理者と首長、議員あるいはこれらが取締役 に就任している会社(以下双方を「関係会社」と言います。)と当該指定管理者と が請負契約を締結することは形式的には禁止されなくなります。しかし、これを 無限定に許容することになると、指定管理者をいわばダミーのように用いて首長 や議員が不当な利益をおさめるおそれも出てきます。

この関係会社との請負契約の禁止について、協定で禁止規定を定める予定と回答したのは豊田市・豊川市だけでした。また、募集要項で資格を制限する方向で検討する、と回答したのは犬山市で、指定管理者の選考時に考慮する、と答えた自治体が小牧市、大府市、何らかの一定の制限を設ける、と回答した自治体が尾

張旭市、豊明市が検討中と回答し、それ以外は特に禁止規定を設けない、との回答でした。

禁止規定を設けない、という多数派は問題ですし、選考時や募集要項で当該指定管理者が招来的に関係会社と契約を締結するかを判断することは困難ではないでしょうか。

指定管理者制度があらたな利権を生み出す結果となるのは好ましくないと考えます。地方自治法の規定が好ましくない、という見解に立つとすれば別ですが、地方自治法にかかる規定が存在する以上、指定管理者制度の導入に当たって、豊田市、豊川市と同様に協定をもうけることは必要と考えます。

iv) 監督部署について

江南・東海・知立市が所管課以外の監督機関(審査委員会など)を設置する、という回答でしたが、多くの自治体では監督機関は検討していないようです。

指定管理者が適切に施設を運営しているかどうかについては、市民や首長、議会が統一的に施設運営の実態を把握できることが重要です。そうすると、所管課以外の監督機関がないままで、果たして施設の管理運営状況をきちんとチェックできるのでしょうか。統一的なチェックが及ばないとなると、所管課による縦割り行政の再現にほかならず、これまでも再三税金の無駄な垂れ流しと批判された補助金行政への批判が繰りかえされるおそれがあります。

監督機関を設置する場合には、その実効性が重要ですが、それ以前の問題として、 それぞれの自治体における指定管理者による管理運営状況を納税者である市民が容 易に知ることができるよう、情報を統一して公開する制度を工夫して貰いたいと考 えます。

4. まとめ

今回のアンケート結果を見る限り、指定管理者制度の導入は情報の公開を後退させる ことは明らかと言わざるを得ませんし、指定管理者制度が自治体における新たな利権や 自治体との癒着を生み出す危険があることは否めません。

規制緩和が新たな利権の創出にあたるとすれば、本末転倒です。自治体に対しては、 情報公開の徹底と指定管理者制度が首長や議員との不正な癒着の温床とならないような 制度の検討を早急に行っていただきたいと思います。

また、私たちも今後指定管理者の問題については継続的に検討しつづけようと思います。

愛知県市民オンブズ連絡会議

指定管理者制度に関するアンケートについて(依頼)

晩秋の候、皆様方にはますます職務にご多忙のことと存じます。私たちは税金の無駄使いや使われ方の監視を行っている市民団体です。今回は、愛知県内の全自治体を対象に、 指定管理者制度導入後の公の施設管理に関する情報公開制度や適切な管理に対する方策に ついて、アンケート調査をさせていただく次第です。

2003年地方自治法の改正により、公共施設の管理について従来の管理委託制度に代わって指定管理者制度が創設され、経過措置期間が終了する2006年9月2日以降は、指定管理者制度の全面導入が必要とされています。

これにより、いままで自治体が外部団体に管理委託していた施設や、自治体が直営で運営していた施設を自治体以外の民間団体が管理するようになる訳ですが、私達が第一に懸念するのは、管理委託の適切さをチェックする資料が指定管理者制度導入後も公開されるかどうか、という点です。平成15年7月17日付総務省自治行政局長通知では、指定管理者に管理の実体を把握するための事項を記載した事業報告書を作成させる、とされていますが、事業報告書に業務の(再)委託契約書や領収証等の原資料の添付をすることは要件とされておりません。そうすると、これまで条例で公開されていた原資料が公開されなくなることも予想されますが、そうだとすれば、情報の公開の面では著しい後退となる、と考える次第です。

次に、施設の適正な管理のための公金支出の合理性についての懸念です。指定管理者制度はもともと、これまでの管理受託者や自治体の直営によるよりも低いコストでより高いサービスが提供されることを期待して導入された筈ですが、予想と異なり、当初定めた自治体の委託料では施設運営が赤字となる場合もあり得ます。その場合の赤字分に対し、無限定に補助金や交付金が支出されるとすれば、今までの制度の問題点はなんら解消されないばかりか、指定管理期間内は施設の廃止すらできないとすれば、自治体運営を硬直化させ、自治体財政の健全性を害する要因になりかねません。そこで、貴自治体において、当初予想と異なり、収支が赤字となった場合の対策についてどのような対策をとっておられるかについておたずねする次第です。

別紙の指定管理者に関するアンケートについてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1調查内容

別紙のとおり

2 送付期限

平成17年12月12日(月)必着

3 担当

∓460−0002

名古屋市中区丸の内3丁目6-41 リブビル6F 弁護士法人リブレ名古屋事務所内

名古屋市民オンブズマンタイアップグループ

4 その他

アンケートは、上記連絡先に FAX で送付していただいても構いません。 なお、アンケート結果は後日公表させて頂きます。

TEL052-953-8052 FAX052-953-8050

指定管理者制度についてのアンケート

自治体名(回答担当者())
<u>1,情報公開について</u>	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	契約書等の証憑を公開する制度を準備しています
か。	
	ウ、検討中
2.1-アと回答された場合	
公開はどのような方法で行いますか。	
ア、事業報告書に証憑を添付して担当部局に	提出することを義務づけているので、証憑も含め
て従来からの情報公開条例の「公文書」	として取扱う。
イ、指定管理者を情報公開条例の実施機関と	する。
ウ、情報公開条例に基づく公開請求があった	場合に、証憑を実施機関に提出する指定管理者の
義務を情報公開条例に定める。	
エ、要綱による。	
オ、その他の方法による	
(方法:)
3, 1-ウと回答された場合	
いつまでに結論をだされる予定か、目標をご	教示下さい。
<u>2,適正な管理について</u>	
1. 単年度の収支が赤字となった場合の方策につ	いて
ア、交付金、補助金の投入もあり得る イ	、指定管理者の自己責任による
2. 1-アの場合	
交付金・補助金の投入について条例・要綱を	定めますか(定めていますか)
ア、条例による イ、要綱による ウ、	その他(
3. 総務省自治行政局長通知(平成17年7月17	7日総行行第87号)では、「管理にかかる業務を
一括して第三者に委託することはできないも <i>の</i>	であること」と記載されています。このことは貴
自治体では何に定めていますか。	
ア、条例 イ、規則 ウ、協定 エ、特	に定めていない。
オ、その他(
4, 首長や貴自治体の議員が代表者、役員に就任	している法人と指定管理者との請負契約を禁止す
る規定を設けていますか。	
ア、条例上設けている イ、条例にはないが	が、規則で設けている
ウ、条例にはないが、協定で定めている :	ェ、特に定めていない
オ、その他()
5. 指定管理者による適正な管理を実現するため	こ、自治体内に適正な管理を監視する機関または
	る場合には、これらが対象とする指定管理者なら
びに調査対象、権限についてご教示下さい。	

Г			1. 情報公					2. 適正な管理について											2. 適正な	管理	について	C		
自治		① 領収書公開制度の準備			1	赤字の場合の方策		20	答ア	の場合要綱を定 めるか	③総 第	務省道 三者(通知(* こ委言	管理かれ そできな	かる業務を いこと)	を				⑤指定管理者管理について監視部署を設けている場合	担当者			
体番号		回答ア	公団開 備考 方法	回答イ	回答ウ	検討中の場合の方法	ウの目標	回答ア(交付金・補助金 の交付)	回答イ(自己責任)	備考、その他	条例による	要 にる	その他	ア、 条例	イ、 規則	ウ、協定	エ特 に定 めなし	オ、その 他	イ ア、条 例上 別け でいる け でいる け	、り協にける	エ特に定めなし	オ、その 他	備考	
	愛知県	0	情報公開条例28条に基づき、指定 管理者が行う公の施設の管理に関す る業務に係る情報の公開が推進され るよう指導するなど必要な措置を講じ ることとしている(募集項でも、情報 公開に務める旨規定しており、協定 書でも定める予定)						0									募集要項に 規定して書で り、協会る予 定			0		指定管理者制度への取り組み は、各施設の担当課で実施しているが、総務部総務課主導 の下、行財政改革の一環として、関係部局との連携で進めて きた。この体制を完美させると ともに、法制度上の管理のため の方策を活用し、適正な運用に 努めることにしている。	1-6
1	名古屋	市			0		未定		0							0		一部施設で 協定に規定 されていない 事例があっ たため、今 後統一する 予定			0			山内(行政経営 室)川原田(市政 情報課)
2	豊橋市				0		H1 8年 3月		0							0					0			小林(行政課)
3	岡崎市	0	情報公開条例に、指定管理者についても「情報公開条例に、指定管理者についても「情報公開を推進するために必要な措置を請するよう努める」を全な、 4個別の協定において情報公開請求があった場合に、実施機関は指定管理者に対し又書を求めることが出来るとし、契約書等もそこに含める予定						0							0					0			馬場悦哉(行政改革推進室)
4	一宮市				0				0							0					0			総務部行政課分権・文書・法制グ
5	瀬戸市				0		目標時期未定ご		0								0				0			ルーフ 総務課 加藤和 浩
6	半田市	0	現在再委託契約書や領収書の提示 は求めておらず文書不存在となる が、経理状況調査などで提出を求め た場合は公開の対象となる						0							0					0			竹内健(総務課)
7	春日井	ф			0		今年		0					0							0			山中収(総務課)
8	豊川市				0	情報公開条例中に、指定管理 者への公開に係る努力義務規 定と執行機関への調査義務が 設けられている。それに基づき 今後ルール作りをする	年3		0							0						地自法92条 の2、142条 の趣旨に従 い協定で定 める予定	所管課による監視	橋本共弘(行政 改革)
9	津島市	0	ア 表 付け、 公 全 して -						o							0					0		検討中	下里(企画政策 課)
10	碧南市	0							0								0				0		各施設に指定管理者審査委員 会を設置し、適宜検証を行う	杉浦英樹(企画課)
11	刈谷市	0	事業報告書に証憑の提出を義務付けていないが、必要な場合は提出を 求めることと為る。その際は、情報公 開条例に基づき公開の対象としてい						0							0					0		現段階では予定していない(今 後の検討課題)	岡部直樹(企画 政策課)
	豊田市				0	本年度中に整理することを目 標			〇(但し仕様などの変更を除く							0		指定書申請 手続きで提 示する仕様 書			〇定でめ方で 財 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・		各所管課で対応する予定	青木勉(人事課)
-	安城市	0	カ 情報公開条例に基づく公開請求が あった場合は、条例により個々に判			来年度の指定管理者制度の			0							0				\perp	0		特になし	邨澤英夫(企画 政策課)
	西尾市				0	実施にむけて協定書の中で盛 り込んでいく予定である。	1		0							0		業務仕様書			0			近藤(企画課) 千賀、肥田(行政
15	蒲郡市				0	未定			0								0				0			課)

			1. 情報公				2. 適正な管理について										2. 適工	Eな管	理に	ついて	7	r	
自治		① 領収書公開制度の準備				1	②回答アの場合要綱を定めるか 3総務省通知(管理かかる業務を第三者に委託できないこと)											⑤指定管理者管理につ いて監視部署を設けて いる場合					
体番号		公開の方法	備考	回答イ	回答 検討中の場合の方法ウ	ウの目標	回答ア(交付金・補助金 の交付)	回答イ(自己責任)	備考、その他	条例による	その他	ア、条例	イ、規則	ウ、協定		オ、その 他	ア、条 例上 設け ている	1=	ウ、 協定 と ける	定	オ、その 他	備考	
16	犬山市	O オ?	ウに該当し、義務でなく努力義務とし ている					0					0								募集要項で 資格を制限し ている	特になし	大鹿真
17	常滑市	0 /3	情報公開条例に公開開示の努力義 務あり、情報公開条例および指定管 理者手続き条例に指定管理者に提 出をもとめる規定なり						指定管理料を変更 すべき特別な事情 が生じた場合は定め 方が協議して定め 最用負担が生じた 場合は、双方が協 議して定める(協定 書による)					0						0			浜崎博充
18	江南市				○ 今年度中		〇任意指定施設	〇公募施設			0			0						0		任意指定施設:施設所管課の 監視指導、公募施設:施設所 管課以外に委員会組織設置予 完	大竹(企画課)
19	小牧市	O , .	義務付けていないが、添付されてい る場合は証憑も含めて従来からの情 報公開条例の「行政文書」として取り 扱う					0						0							法律上は申 請資格に制 限がなくなっ たものである ので、特に規 定は設けな いで選去時		井戸(企画課)
	稲沢市				О н18. 3		0				協定書で整理する予定	È				仕様書に明 記				0	L CRES	施設所管課が利用者アンケートなどを実施し、適切にかんりしているか把握に努める。その内容によっては、資料の提示、立ち入り検査などを条例に従い実施する	大口伸(企画課)
	東海市				○ 来定 指定管理者による管理の開始 までに、市の情報公開条例に 基づき、指定管理者行う公の 協設の管理に関する業務に係 る情報について、情報公開を 推進するための措置を講ずる 予定			0						0		検討中				0		地自法第244の2第10項の規定に基づき監督業務を行う。指定管理者の選定及び管理運営状況について調査審議をするため、東海市公の施設の指定管理者選定委員会を設置している	天木大祐
	大府市	0 オ	情報公開条例に指定管理者の保有する公の施設の管理に関する情報の公開に監視努力義務を定めた					0	但し、災害などによ り施設の大規模改 修が必要となった場 合などは、費用負担 を市と協議する					0							指定管理者 選定委員会 (内部組織) の審査により 該当する場 合は、指定か ら外す		大野洋介(企画 政策課)
	知多市	O #	事業報告書を審査〈評価)していく上 で証悪が必要な場合は市へ提出を求 め(公の施設における指定管理者の 指定の手続きに関する条例に基づ く)。その上で、情報公開条例に基づ き公開の対象としていく。					0						0						0		知立市指定管理者選定等審査 要員会(指定管理者制度導入 象)①公務の実施に関する事 項②指定管理者の候補者の 定に関する事項③指定管理者 方管理(指定管理者の 等項(指定の 所述の が の管理(指定の の が の に関する事項(の を の を の を の を の を の を の を の を の を の	至 毛受秀之(企画 :課)
26	尾張旭市		情報公開条例で、指定管理者が管理 に関する業務に関して優する情報 の公開及び提供が推進されるように 規定する、協定において情報の公開 に関し、指定管理者が講べる情報の公開 に関し、指定管理者が講べる情報の公用 公別を検討中)					0						0							制度ないったは、おいまでは、このでは、このでは、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できなが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できた	18年4月に現在管理委託して いる施設に指定管理者制度を	+ :+ A H
27	高浜市				〇 平成18年3月				精算方式が主流。 増額の場合は協議 による。						0					0		特になし	肥田野直子(行 政経営課)
28	岩倉市	$\ \ ^{-}$			17年12月指定手続きに関す る条例を提出予定、18年3月 設置及び管理に関する一部改 正条例を提出予定			0							0					0		なし	大森(行政管理 課)
29	豊明市				正条例を提出予定 19年4月予定、指定管理者に ついては、H20より導入予定で あるため、条例の内容、詳細 については現在検討中			0								検討中					検討中	検討中	石川順一(企画 政策課)
31	日進市 田原市 愛西市	O 7		0	I V VIDERT PROTE			0						0						0			須崎賢司(政策 推進課) 中谷和也(総務 伊藤恒(企画課)
33	清洲市	O 1		,	16		,	Ŏ 30) 3	0 () 2	1	1	21	0	7	0) 0	0	Ö 0 27	6	11	大脇一夫(財政